

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、滋賀県内の老人保健施設相互の密接な連携のもとに、老人保健施設の向上発展を図り円滑な運営と業務の研鑽に努め、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

事業

1. 介護老人保健施設間の連絡調整
2. 介護老人保健施設に関する調査研究
3. 介護老人保健施設職員等の研修
4. 関係行政機関、公益社団法人全国老人保健施設協会及び医師会等との連携、調整
5. その他目的を達成するために必要な事項

(事業年度)

第4条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した介護老人保健施設の代表者

(代表者は、その施設の開設者又は管理者とする。但し、特段の事情のある場合には、当該開設者又は管理者が指定する者を含む。)

- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した介護老人保健施設を開設しようとする者あるいは当該施設開設準備責任者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員及び準会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は準会員、賛助会員となる。

(入会金及び会費)

- 第7条 正会員又は準会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が開設又は管理する施設が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

- 第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。なお、同一人が、第5条第1号に定める複数の介護老人保健施設の代表者又は管理者を兼ねている場合には、その者は、その施設数と同じ個数の議決権を有する。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項を議決する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員報酬を定める場合はその規定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の決算報告
 - (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散
 - (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
 - (9) 理事会において社員総会に付議した事項

(10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

- 第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。
 - (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

- 第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(定足数)

- 第17条 社員総会は、総議決権の過半数を有する正会員の出席により、開催する。

(議長)

- 第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

- 第19条 社員総会の議事は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上で

あって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 吸収合併契約、新設合併計画の承認

(書面による議決等)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合において書面議決者又は議決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数及び出席者数（書面議決者及び議決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名若しくは記名押印をしなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上5名以内
- (2) 監事2名以内

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事会は、理事の中から業務を分担執行する者を選任することができる。
- 4 代表理事及び業務執行をする理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 当法人の業務並びに財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反す

る行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。但し、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年に足らないときは、前項によるものとする。

4 役員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定

める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第32条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 代表理事の選定及び解職、代表理事以外の理事の業務分担の解職

(招集及び開催)

- 第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、本条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(議決)

第35条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告

(剰余金の不配当)

- 第43条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(残余財産の帰属)

- 第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 資産及び会計

(財産の管理)

第45条 当法人の財産の管理は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(会計原則)

第46条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

第11章 事務局

(設置)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長のほか所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規定

- (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (10) 前号の監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第12章 公 告

(公告)

第50条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第52条 当法人の設立当初の理事、監事は、次のとおりである。

設立時理事	青木裕彦
設立時理事	畑下嘉之
設立時理事	遠藤 郁
設立時監事	加藤守彦

- 2 当法人の設立当初の理事の任期は、この法人設立の日から平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、この法人設立の日から平成29年3月31日に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	滋賀県大津市和邇高城172番地の6	青木裕彦
設立時社員	滋賀県長浜市寺田町53番地1	畑下嘉之
設立時社員	滋賀県大津市松が丘一丁目13番10号	遠藤 郁

設立時社員 滋賀県大津市里五丁目6番8号

加藤守彦

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士山田武史は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 年 月 日

設立時社員 青木裕彦 ④

設立時社員 畑下嘉之 ④

設立時社員 遠藤 郁 ④

設立時社員 加藤守彦 ④

上記設立時社員の定款作成代理人
滋賀県大津市今堅田二丁目26番8号
司法書士 山 田 武 史